

令和3年5月

第26回尼崎市議会定例会議案



## 目 次

### < 報告 >

- 報告第 1 号 専決処分について（令和 3 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号））
- 報告第 2 号 専決処分について（尼崎市市税条例の一部を改正する条例）

### < 予算 >

- 議案第 5 3 号 令和 3 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号）

### < 条例 >

- 議案第 5 4 号 尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 5 号 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 5 6 号 尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について

### < その他 >

- 議案第 5 7 号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）
- 議案第 5 8 号 事業契約の変更について（市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業）



# 報 告



## 報告第1号

### 専決処分について

令和3年度尼崎市一般会計補正予算について、令和3年4月22日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和3年5月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

### 令和3年度尼崎市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度尼崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ764,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,706,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		53,401,493	764,553	54,166,046
	10 国庫補助金	6,751,051	764,553	7,515,604
歳入合計		212,941,596	764,553	213,706,149

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		105,598,515	342,607	105,941,122
	10 児童福祉費	30,188,264	342,607	30,530,871
35 商工費		1,849,002	421,946	2,270,948
	05 商工費	1,849,002	421,946	2,270,948
歳出合計		212,941,596	764,553	213,706,149

## (説明)

低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯等に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給するほか、兵庫県が行う営業時間の短縮要請に応じた店舗を運営する事業者等に対し、兵庫県と協調して新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給するにあたり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたため、同条第3項の規定により、本案を提出する。



一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 2 号 )

報1-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	53,401,493	764,553	54,166,046			
10 項 国庫補助金	6,751,051	764,553	7,515,604			
10 目 総務費補助金	1,358,134	421,946	1,780,080	新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	421,946	○ (総合政策局) 補助率 10/10 421,946 新型コロナウイルス感染症対応にかかる事 業実施に伴う補正
15 目 民生費補助金	1,830,626	342,607	2,173,233	新型コロナ ウイルス感 染症セーフ ティネット 強化交付金	342,607	○ (こども青少年局) 補助率 10/10 342,607 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯 等に対する特別給付金の支給に伴う補正

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	105,598,515	342,607	105,941,122	特定財源 342,607 一般財源 0			
10 項 児童福祉費	30,188,264	342,607	30,530,871	特定財源 342,607 一般財源 0			
05 目 児童福祉総 務費	16,476,107	342,607	16,818,714	国庫支出金 342,607	10 需 用 費	1,100	○ 子育て世帯生活支援特別給付事業費（こども 青少年局） 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等 に対する特別給付金の支給に伴う補正
					11 役 務 費	1,306	
					12 委 託 料	1,051	
					18 負担金、補 助及び交付 金	339,150	



## 報告第2号

### 専決処分について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について、令和3年3月31日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和3年5月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

### 尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和25年尼崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第61条の3第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「及び第5項」を加える。

附則第11項の前の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、附則第12項中「令和元年度分」を「令和4年度分」に、「令和元年度適用土地」を「令和4年度適用土地」に改め、「類似土地」の次に「（法附則第17条第7号に規定する類似土地をいう。）」を加え、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改め、附則第13項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、附則第14項（見出しを含む。）及び附則第16項（見出しを含む。）中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、附則第17項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「の規定及び法」を「及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該各年度分の固定資産税及び都市計画税については、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第2項から第5項までに定めるところによる。

附則第34項中「同条第4項」の次に「及び第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 改正後の条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車（地方税法（昭和25年法律第226号）第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下同じ。）に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

4 改正後の条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い、条例改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたため、同条第3項の規定により、本案を提出する。

# 予 算





議案第 5 3 号

令和 3 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 7, 4 1 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 3, 7 7 3, 5 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 3 年 5 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		54,166,046	8,756	54,174,802
	10 国庫補助金	7,515,604	8,756	7,524,360
45 県支出金		14,205,846	60,369	14,266,215
	10 県補助金	2,325,041	60,369	2,385,410
60 繰入金		4,908,883	△ 5,006	4,903,877
	10 基金繰入金	4,908,883	△ 5,006	4,903,877
70 諸収入		6,801,955	3,300	6,805,255
	30 雑収入	5,636,332	3,300	5,639,632
歳入合計		213,706,149	67,419	213,773,568

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		15,549,460	4,350	15,553,810
	05 総務管理費	12,058,589	4,350	12,062,939
15 民生費		105,941,122	37,500	105,978,622
	05 社会福祉費	40,112,920	37,500	40,150,420
20 衛生費		17,397,849	25,569	17,423,418
	05 保健衛生費	9,900,100	25,569	9,925,669
歳出合計		213,706,149	67,419	213,773,568

第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事 項	期 間	限 度 額
次期焼却施設等整備事業	令和6年度	2,984,000



一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 3 号 )

議53-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	54,166,046	8,756	54,174,802			
10 項 国庫補助金	7,515,604	8,756	7,524,360			
10 目 総務費補助金	1,780,080	8,756	1,788,836	文化芸術振 興費補助金	6,056	○ (総合政策局) 補助率 1 / 2 文化芸術振興費補助金の内示に伴う補正 6,056
				新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	2,700	○ (総合政策局) 補助率 10 / 10 新型コロナウイルス感染症対応にかか る事業実施に伴う補正 2,700

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	14,205,846	60,369	14,266,215			
10 項 県補助金	2,325,041	60,369	2,385,410			
15 目 民生費補助金	2,133,855	37,500	2,171,355	地域介護拠 点整備補助 金	37,500	○ (健康福祉局) 補助率 10/10 37,500 介護施設等における、生活空間等の区分け を行うゾーニング環境等の整備に必要な経 費の補助に伴う補正
20 目 衛生費補助金	59,962	22,869	82,831	新型コロナ ウイルス感 染症緊急包 括支援交付 金	22,869	○ (健康福祉局) 補助率 10/10 22,869 新規感染者数の増に対応するための保健所 の人員体制強化に伴う補正

議53-8

歳 入  
60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	4,908,883	△5,006	4,903,877			
10 項 基金繰入金	4,908,883	△5,006	4,903,877			
05 目 財政調整基金繰入金	605,058	△5,006	600,052	財政調整基 金繰入金	△5,006	○ (資産統括局) 補助金の内示等による一般財源の減に伴う △5,006 補正



歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	6,801,955	3,300	6,805,255			
30 項 雑 入	5,636,332	3,300	5,639,632			
20 目 雑 入	5,636,329	3,300	5,639,629	コミュニ ティ助成事業 収入	3,300	○ (総合政策局) コミュニティ助成事業助成金の交付決定に 伴う補正 3,300



歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	105,941,122	37,500	105,978,622	特定財源 37,500 一般財源 0			
05 項 社会福祉費	40,112,920	37,500	40,150,420	特定財源 37,500 一般財源 0			
20 目 老人福祉費	1,515,627	37,500	1,553,127	県支出金 37,500	18 負担金、補助及び交付金	37,500	○ 衛生管理体制確保支援事業費（健康福祉局） 介護施設等における、ゾーニング環境等の整備に必要な経費の補助に伴う補正 37,500



2 債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの支出額及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和2年度末までの 支 出 額		令 和 3 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
次期焼却施設等整備事業	2,984,000			令和6年度まで	2,984,000	601,616	1,966,700		415,684	



# 条 例





議案第 5 4 号

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例について

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

令和 3 年 5 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例（平成 3 0 年尼  
崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表尼崎市立立花南生涯学習プラザの項中「尼崎市大西町 1 丁  
目 1 4 番 5 号」を「尼崎市栗山町 2 丁目 2 5 番 2 8 号」に改める。

別表尼崎市立立花南生涯学習プラザの項を次のように改める。

尼崎市立立 花南生涯学 習プラザ	ホ ー ル		11,300 円	15,000 円	22,600 円
	大 会 議 室	全面使用	3,100 円	4,200 円	6,200 円
		3 分の 2 面使用	2,100 円	2,800 円	4,200 円
		3 分の 1 面使用	1,000 円	1,400 円	2,000 円
	小 会 議 室	全面使用	1,500 円	2,100 円	3,100 円
		2 分の 1 面使用	750 円	1,000 円	1,500 円
	学 習 室		900 円	1,200 円	1,800 円
	和 室		900 円	1,200 円	1,800 円
	実 習 室		1,800 円	2,500 円	3,700 円
音 楽 室		1,600 円	2,100 円	3,200 円	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表尼崎市立立花南生涯学習プラザの項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の尼崎市立立花南生涯学習プラザ（以下「立花南生涯学習プラザ」という。）の利用に係る使用料について適用し、施行日前の立花南生涯学習プラザの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の立花南生涯学習プラザの利用に係る利用許可（尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例第6条第2項に規定する利用許可をいう。）に関する手続並びに当該利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

(説明)

尼崎市立立花南生涯学習プラザの位置及び使用料を改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 55 号

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 5 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 2 号中「（第 31 項を除く。）」を削る。

第 27 条の 2 第 3 項中「よる申告書」の次に「（以下この条において「扶養親族申告書」という。）」を加え、「その申告書」を「当該扶養親族申告書」に改め、同条第 4 項中「第 1 項及び第 2 項の規定による申告書」を「扶養親族申告書」に、「所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）による扶養親族申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の令で定める要件を満たす」に、「当該申告書」を「扶養親族申告書」に改め、「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令で定めるものをいう。次条第 4 項において同じ。）」を削り、同条第 5 項中「申告書が」を「がその提出」に、「申告書に」を「に」に、「事項を」を「事項の提供」に、「給与支払者に」を「に」に改め、「とき」を削り、「給与支払者が」を「が当該事項の」に改める。

第 27 条の 3 第 3 項中「よる申告書」の次に「（以下この条において「扶養親族申告書」という。）」を加え、「その申告書」を「当該扶養親族申告書」に改め、同条第 4 項中「第 1 項の規定による申告書」を「扶養親族申告書」に、「所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規

定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による扶養親族申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けられることができる措置を講じていることその他の令で定める要件を満たす」に、「当該申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第5項中「申告書が」を「がその提出」に、「申告書に」を「に」に、「事項を」を「事項の提供」に、「公的年金等支払者に」を「に」に改め、「とき」を削り、「公的年金等支払者が」を「が当該事項の」に改める。

第35条の7第1項第1号中「本条、次条第2項及び第35条の9第1項」を「この款」に改める。

第35条の8第1項中「定める」の次に「ところにより、法第328条の7第1項各号に掲げる事項を記載した」を加え、同条に次の2項を加える。

3 退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が電磁的方法による退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けられることができる措置を講じていることその他の令で定める要件を満たす場合には、省令で定めるところにより、退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における前条、第1項後段及び第2項の規定の適用については、同項中「がその提出」とあるのは「に記載すべき事項の提供」と、「に受理された」とあるのは「が当該事項の提供を受けた」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とするほか、必要な読替えは、市長が別に定める。

附則第10項第3号を削り、同項第4号中「附則第15条第19項本文」を「附則第15条第16項本文」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「附則第15条第19項ただし書」を「附則第15条第16項ただし書」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「附則第15条第27項第1号」を

「附則第15条第24項第1号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同号を同項第14号とし、同項第16号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同号を同項第15号とし、同項第17号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第18号を削り、同項第19号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同号を同項第17号とし、同項第20号を同項第18号とし、附則第38項中「附則第42項」を「附則第45項」に改め、附則第39項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和3年度」を「、令和3年度」に改め、附則第40項及び第41項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和3年度」を「、令和3年度」に改め、附則第42項中「もののうち、」を「もの（」に、「のもの」を「のものに限る。以下この項において同じ。）」に改め、附則第76項を附則第80項

とし、附則第 7 5 項を附則第 7 8 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

7 9 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 2 2 項の規定の適用については、同項中「令和 1 5 年度」とあるのは「令和 1 7 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

附則第 7 4 項を附則第 7 7 項とし、附則第 6 9 項から附則第 7 3 項までを 3 項ずつ繰り下げ、附則第 6 8 項中「附則第 6 6 項」を「附則第 6 9 項」に改め、同項を附則第 7 1 項とし、附則第 6 7 項を附則第 7 0 項とし、附則第 6 6 項を附則第 6 9 項とし、附則第 6 5 項中「附則第 6 3 項」を「附則第 6 6 項」に改め、同項を附則第 6 8 項とし、附則第 6 4 項を附則第 6 7 項とし、附則第 6 3 項を附則第 6 6 項とし、附則第 6 2 項中「附則第 6 0 項」を「附則第 6 3 項」に改め、同項を附則第 6 5 項とし、附則第 5 8 項から附則第 6 1 項までを 3 項ずつ繰り下げ、附則第 5 7 項中「附則第 5 5 項」を「附則第 5 8 項」に改め、同項を附則第 6 0 項とし、附則第 5 4 項から附則第 5 6 項までを 3 項ずつ繰り下げ、附則第 5 3 項中「並びに附則第 5 5 項及び第 5 8 項」を「から附則第 6 2 項まで」に、「附則第 5 8 項」を「以下この項から附則第 6 2 項まで」に改め、同項を附則第 5 6 項とし、附則第 5 2 項を附則第 5 5 項とし、附則第 5 1 項を附則第 5 4 項とし、附則第 5 0 項中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改め、同項を附則第 5 3 項とし、附則第 4 9 項中「附則第 4 7 項」を「附則第 5 0 項」に改め、同項を附則第 5 2 項とし、附則第 4 3 項から附則第 4 8 項までを 3 項ずつ繰り下げ、附則第 4 2 項の次に次の 3 項を加える。

4 3 3 輪以上の軽自動車で法附則第 3 0 条第 2 項各号に掲げるもの（自家用の乗用のものを除く。以下この項において同じ。）に対する第 6 2 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車

が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第39項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

44 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第7項に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第40項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

45 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第8項に規定するガソリン軽自動車をいい、前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「の数」を「（年齢16歳未満の者及び法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数」に改める。

第27条の3第1項中「控除対象扶養親族（法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族をいう。）を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第33条の3第1項中「第7項から第9項まで」を「以下この条」に改め、同条第7項中「の同意がある」を「（第29条第1項の給与支払報告書に記載すべき事項を同条第5項（第1号に係る部分に限る。）の規定により提供した者及び同条第1項の規定による給与支払報告書の提出を法第747条の2第1項の規定により行った者に限る。以下この条において「特定特別徴収義務者」という。）が第1項後段（前項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第1項において同じ。）の規定により当該特定特別徴収義務者に通知すべき通知事項について電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした」に改め、「（前項において準用する場合を含む。次項及び次条第1項において同じ。）」を削り、「代えて、」の次に「当該」を加え、「特別徴収義務者に提供することができる」を「特定特別徴収義務者に提供しなければならない」に改め、同条第9項中「提供」の次に「及び第8項の規定により行われた通知事項の送信」を加え、「同項」を「これらの規定」に、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「前項」を「第7項又は第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項の次に次の2項を加える。

8 市長は、特定特別徴収義務者（第1項後段の規定により当該特定特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知すべき通知事項を電磁的方法により納税義務者に提供する体制が整備されている者に限る。）が当該通知事項について電磁的方法により送信を受けることを希望する旨の申出をした場合には、同項後段の規定による通知に代えて、当該通知事項を、省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に送信し、これを經由して当該納税義務者に提供しなければならない。

9 前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徴収義務者は、当該通知事項を電磁的方法（これにより難いと認められる納税義務者に対しては、省令で定める方法）により納税義務者



に提供するものとする。

第33条の5第2項中「第9項まで」を「第11項まで」に改め、「同条第7項」の次に「及び第8項」を加え、「同条第8項」を「同条第9項中「前項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する前項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、同条第10項に、「前項」を「第7項又は第8項」に、「同条第9項」を「同条第11項」に、「読み替える」を「、「第8項」とあるのは「第33条の5第2項において読み替えて準用する第8項」と読み替える」に改める。

附則第10項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 法附則第15条第46項 3分の1

附則第80項を削る。

(尼崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年尼崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、尼崎市市税条例第33条の8第19項の改正規定中「第321条の8第53項」を「第321条の8第61項」に、「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に改め、同条第22項の改正規定中「第321条の8第56項後段」を「第321条の8第64項後段」に改め、同条第25項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条第26項の改正規定中「第321条の8第56項後段」を「第321条の8第64項後段」に改め、同項ただし書の改正規定中「同条第56項後段」を「同条第64項後段」に改め、同条例附則第25項の改正規定中「第7項」に、「」の次に「から、法」を加え、「附則第8条の2の2第4項から第6項」を「（法附則第8条の2の2第4項本文に規定する法人税割額をいう。）から、同項から同条第6項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中尼崎市市税条例附則第50項の改正規定 令和4年1月1日
  - (2) 第2条中尼崎市市税条例附則第80項を削る改正規定及び付則第5項の規定 令和5年4月1日
  - (3) 第2条（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）及び次項の規定 令和6年1月1日
  - (4) 第2条中尼崎市市税条例附則第10項中第18号を第19号とし、第17号の次に1号を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号）の施行の日（市民税に関する経過措置）
- 2 前項第3号に掲げる規定による改正後の尼崎市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
（固定資産税に関する経過措置）
- 3 第1条の規定による改正前の尼崎市市税条例（以下「改正前の条例」という。）附則第10項第3号の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第12条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「改正前の法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。
- 4 改正前の条例附則第10項第18号の規定は、地方税法等改正法附則第12条第7項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の法附則第15条第41項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。
- 5 付則第1項第2号に掲げる規定による改正前の尼崎市市税条例附則

第 80 項の規定は、地方税法等改正法附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第 64 条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

(軽自動車税に関する経過措置)

6 改正前の条例附則第 39 項から第 41 項までに規定する軽自動車に対して課する令和 2 年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）の施行等に  
伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 56 号

尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正  
する条例について

尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和 3 年 5 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正  
する条例

尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年尼崎市条  
例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基  
準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客  
特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省  
令」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令  
及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 12 号）の施行に伴  
い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



その他





議案第 57 号

権利の放棄について

災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利について、次のとおりその権利を放棄するため、議決を求める。

令和 3 年 5 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者（当該貸付けに係る償還期間の終期から 10 年を経過してもその償還が完了していない者に限る。以下「借受人」という。）の連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権
- (1) 災害援護資金に係る貸付金の元金（以下「元金」という。）
  - (2) 元金に係る利子（以下「利子」という。）
- 2 相手方
- (1) [Redacted]
  - (2) [Redacted]
  - (3) [Redacted]
  - (4) [Redacted]
- ア [Redacted]
- イ [Redacted]
- ウ [Redacted]

エ

(5)

(6)

### 3 金額等

(1)

元金 431,860円 及び 利子 8,990円

(2)

元金 495,755円 及び 利子 19,057円

(3)

元金 720,572円 及び 利子 45,619円

(4)

ア

イ

ウ

エ

元金 246,500円 及び 利子 5,010円

(5)

元金 330,165円 及び 利子 7,215円

(6)

元金 1,323,075円 及び 利子 79,485円

### 4 放棄の理由

借受人の連帯保証人のうち当該借受人が死亡したのに対して本市が有する権利を放棄し、その後、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき当該借受人の本市に対する災害援護資金に係る貸付金の償還を免除することにより、当該貸付金の額に相当する額の兵庫県の本市に対する貸付金について、同法に基づきそ

の償還の免除を受けることができるため

(説明)

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出する。



議案第 58 号

事業契約の変更について

市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 3 年 5 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的    | 市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業契約の変更のため   |
| 2 | 契約の内容    | 事業場所 尼崎市西昆陽 3 丁目 3 2 番 1 号ほか<br>事業概要 市営宮ノ北住宅の建替（関連する公共施設の整備を含む）並びに入居者移転支援業務   |
| 3 | 変更後の契約金額 | 10,245,923,600 円  |
| 4 | 変更後の契約期間 | 平成 28 年 10 月 11 日から令和 4 年 8 月 31 日まで  |
| 5 | 契約の相手方   | 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社トータルサプライ、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、株式会社アクロスコーポレーションを構成企業とするグループ<br>代表企業 尼崎市玄番南之町 4 番地<br>株式会社柄谷工務店<br>代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

（説 明）

平成 28 年 10 月 5 日に議決された市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業の変更に伴う事業契約の変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

## I 事業概要

内	容
市営宮ノ北住宅の建替（関連する公共施設の整備を含む） 並びに入居者移転支援業務	
今回変更内容	
宮ノ北住宅第3次工区解体建物の内装の下地調整塗材 等のアスベスト含有建材の除去工事の増工	

## II 変更前契約

- 1 契約の目的 市営武庫3住宅第2期（宮ノ北住宅）建替事業の実施のため
- 2 契約の内容 事業場所 尼崎市西昆陽3丁目32番1号ほか  
事業概要 市営宮ノ北住宅の建替（関連する公共施設の整備を含む）並びに入居者移転支援業務
- 3 契約の方法 一般競争入札（総合評価）
- 4 契約の金額 10,142,259,600円
- 5 契約の期間 平成28年10月11日から令和4年5月31日まで
- 6 契約の相手方 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社トータルサプライ、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、株式会社アクロスコーポレイションを構成企業とするグループ  
代表企業 尼崎市玄番南之町4番地  
株式会社柄谷工務店  
代表取締役 柄 谷 順 一 郎



